

審 23-0194 号
2023 年 7 月 4 日

関係各位

公益財団法人日本サッカー協会
審判委員会 委員長 扇谷 健司

一時的な中断の時間の取り扱いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本協会事業に対し格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2011 年 4 月 22 日の通達「一時的な中断の時間の取り扱いについて」を、下記のとおり差し替えますのでよろしくお願いいたします。

敬具

記

競技規則 第 5 条に規定されている試合を“一時的に中断”した場合、その中断した時間をアディショナルタイムとして取り扱わないようにご理解ください。

“一時的な中断”は、停止された時間の長さで定義されるものではありません。主審によって競技規則 第 7 条 3.空費された時間の追加 に示されている項目とも照らし合わせて「アディショナルタイムとしてプレーイングタイムを追加する」か「一時的な中断とする」かが総合的に判断されます。

試合を一時的に中断した場合は、マッチコミッショナー、会場の運営担当者等とも情報を共有してください。会場の試合時間を表示している時計を止める、再開時には残りの試合時間を正確に再表示する、アナウンスする等、試合時間に関わる混乱を避けるような対応をお願いします。

“一時的な中断”と考えられるケース

競技者がフィールドから離れたり、試合再開までかなりの時間を要したりする場合

例えば

- ・雷、豪雨、濃霧などの荒天
- ・緊急地震速報の発表
- ・照明の故障
- ・ゴールが壊れて新しいゴールを設置する
- ・競技者、交代要員、チーム役員、審判員、観客を搬送するために救急車がフィールドに入る
- ・観客の急病等によって、試合を続行する状況ではない
- ・外部からの妨害によって、試合続行が一時的に困難な状況 など

以上

公益財団法人 日本サッカー協会

〒113-8311 東京都文京区後楽 1 丁目 4 - 1 8 トヨタ東京ビル

Tel.050-2018-1990

www.jfa.jp

参考資料

審 1104-M0071

2011年4月22日

1級審判員 各位

女子1級審判員 各位

(財)日本サッカー協会審判委員会

委員長 松崎康弘

一時的な中断の時間の取り扱いについて

主審が競技規則第5条に規定する“一時的に中断”をした場合、その時間はアディショナルタイムとして取り扱わないことを確認して下さい。

例えば、緊急地震速報に対応するため、ゴールが壊れて新しいゴールを設置するなどのために一時的に試合を中断した場合、ランニングタイム計測用のストップウォッチも止めるなどして、そのために要した時間をアディショナルタイムに加えないようにして下さい。

なお、一時的に試合を中断した場合、試合時間に係る会場の混乱を避けるため、会場の運営責任者等と事前に打ち合わせをして、試合時間を表示する会場の時計も止めるようにして下さい。

写し送付先： (社)日本プロサッカーリーグ事務局長 中西大介 様
(社)日本フットボールリーグ事務局長 加藤桂三 様
(社)日本女子サッカーリーグ事務局長 石井正明 様
S級、1級審判インストラクター 各位
(財)日本サッカー協会審判委員会委員 各位
地域サッカー協会審判委員長 各位
都道府県サッカー協会審判委員長 各位

追記

同通達の発信時は、宛先が「1級審判員・女子1級審判員」となっていますが、全ての試合において同様な対応を求められるものであるため、全ての級の審判員が対象となるものです。